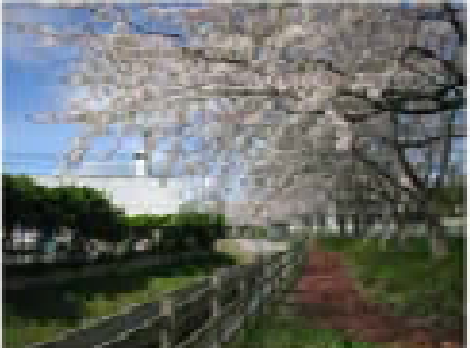


改 定 案	現 行
■本書「我が事感」(自分のこと、自分に関係があることという意識)の醸成 市当局の職人により積み上げられた自然資源や当時の最先端技術で醸成した歴史的な水利施設、先人が築き上げ継承してきた伝統的な食文化が存在する地域では、それらの歴史や仕組みへの理解を深めたり、あるいは継承された技術や仕組みを現代に還元したり、得意に活用できるようにする取組を通る、地域風土への愛着や誇りを醸成され、その価値を高めることに結び付く。また、施設整備の計画から設計、施工、維持管理まで自らが一貫して関わり関与することで我が事感が醸成され、施設への関しみを深める効果が見られる。このようなことを意図し、積極的にワークショップや市民参加型直営施工等の取組を活用することも重要となる。 下の事例は、幹線雨水路改修に伴い市民参加型直営施工による遊歩道(管理用遊歩道)の整備を行ったもので、市民参加型直営施工を通じて地元有志が施設管理している風土が醸成され、風土の価値も地域で共有された。 「市民参加型直営施工による事例」  江古河地区(宮城県大崎市) 「整備後の管理用遊歩道」  江古河地区(宮城県大崎市)	

【参考事例 6-4】

〔多種な主体による水路の清掃等の維持管理例〕

(国家综合自然地区分类 新疆尾地区(大江源水路)(爱知县一宫市))

本地域は、木曽川兩岸に広がる濃尾平野の中央に位置する都市近郊の農業地帯であり、地域内には農地・農業用水がつくる緑や水辺環境、農業用水路を利用した親水型の公園など、地域住民が身近に接することができる環境が多数分布している。

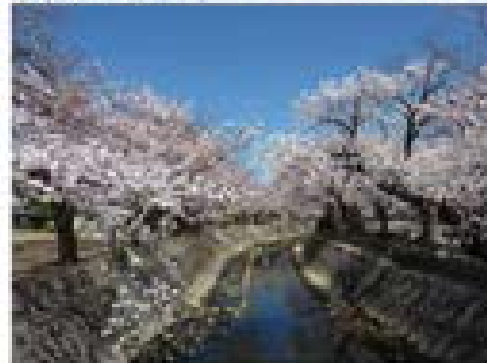
本事業の整備対象となっている大江山本郷（一宮市）も、地元では大江川として親しまれ、春には桜祭りが開催されるなど、地域の憩いの場となっている。

大江津水路（一宮市）では、地域住民を含めた多様な主体の参加による水路の清掃活動は、グラウンドワター一宮実行委員会の主催、一宮市及び宮田川水土地改良区の共催により「大江川クリーン作戦」として、平成 11 年に開始。農業水利施設の機能低下が、地域住民の生活環境の悪化にもつながるという意識を共有することによって、地域住民の参加を促し、参加団体は、大江川周辺の学校、病院、企業やボーイスカウトなど広範囲で、こどもから年配者まで約 804 名が参加する活動となっていた（令和 5 年 3 月末で実施の目的は達成できたとしてクリーン作戦は終了）。

【吴江周氏——沈作勤的祖父】



1. 凡在本行开立存款账户的客户均可申请。



【参考事例 6-3】

〔多様な主体による水路の清掃等の維持管理例〕

(国営総合農地改良事業 新潟尾地区 (大江排水路) (愛知農一宮市))

本地域は、木曽川両岸に広がる濃尾平野の中央に位置する都市近郊の農業地帯であり、地域内には農地・農業用水がつくる緑や水辺環境、農業用水路を利用した親水型の公園など、地域住民が身近に接することができる環境が多数分布している。

本書の整備対象となっている大江津水郷（一宮市）も、地元では大江川として親しまれ、春には桜祭りが開催されるなど、地域の憩いの場となっている。

大江津水郷（一宮市）では、地域住民を含めた多様な主体の参加による水郷の清掃活動が行われている。清掃活動は、グラウンドワーカー一宮実行委員会の主催、一宮市及び宮田用木土地改良区の共催により「大江川クリーン作戦」として、平成11年から継続して行われており、農業水利施設の機能低下が、地域住民の生活環境の悪化にもつながるという意識を共有することによって、地域住民の参加を促し持続的な活動となっている。参加団体は、大江川周辺の学校、病院、企業やボーイスカウトなど広範囲で、子どもから年配者まで総勢800名が参加する活動となっている。

【大江山のミューン作戦の様子】



DOI: 10.1002/for



【参考事例 6-5】

【地域との管理協定の締結例】

(国営総合農地防災事業 筑後川下流右岸地区(用排水用水路)(佐賀県佐賀市))

筑後川下流右岸地区は、有明海に面した佐賀平野のうち、筑後川の下流右岸地域で稲作を中心に水田の畑利用による麦、野菜作等を組み合わせた複合経営が行われる全国有数の農業地帯である。本地区にはクラーク^{注1)}と呼ばれる用排水用水路が広範囲に分布している。クラークは、低平地に降った雨を一時的に貯留して洪水を防止し、徐々に河川や海に排水する機能を有している。その一方で、クラークに貯留された水は農業用水や地域用水等に利用されており、クラークは用水を導水するとともにため池のような水源としての機能も併せ持つ水路である。本地区のクラークは、国営筑後川下流土地改良事業等により昭和 40 年代から整備されたものであり、クラーク法面の崩壊に伴う排水機能の低下による広域災害を防ぐために、国営総合農地防災事業により、平成 34 年度から令和 9 年度(予定)にかけてクラーク法面の保護整備が行われている。

法面保護に当たっては、維持管理及び景観への影響を考慮し、ブロックマット工法と法面緑化工(グラウンドカバープランツ)を組み合わせた工法を採用している。特に、法面緑化工については、施工後から植栽したグラウンドカバープランツが定着するまでの期間における除草等の管理が重要となる。そのため、施設管理者である土地改良区は地域と管理協定を締結し、土地改良区と地域住民等が連携した管理体制を構築し、管理作業に当たっている。

【地域住民によるクラーク法面の管理(グラウンドカバープランツ植栽後の除草作業)】



(写真提供：佐賀県東部土地改良区)

注1)「クラーク」

農業用かんがい、排水、貯水及び内陸水源を目的として造られた水路。筑後川下流部の広大な低平地では、大小無数のクラークが網の目のように発達し、地帯の水利システムを形もっている。クラーク地帯は水が乏しく、佐賀平野の西部川系では河川水を、筑後川水系では感潮部で有明海の満潮時に堰き上げられる洪水(地元ではアオと称す)を、右岸平野では地下水や灌漑の水を水源としている。こうした水源から得た水と雨水を、一時貯留して溜み上げては排水しまた溜み上げるという循環的・反復的な水利用がされるのがクラークの特徴である。

(出典：「水土の調」を基に作成)

【参考事例 6-4】

【地域との管理協定の締結例】

(国営総合農地防災事業 筑後川下流右岸地区(用排水用水路)(佐賀県佐賀市))

筑後川下流右岸地区は、有明海に面した佐賀平野のうち、筑後川の下流右岸地域で稲作を中心に水田の畑利用による麦、野菜作等を組み合わせた複合経営が行われる全国有数の農業地帯である。本地区にはクラーク^{注1)}と呼ばれる用排水用水路が広範囲に分布している。クラークは、低平地に降った雨を一時的に貯留して洪水を防止し、徐々に河川や海に排水する機能を有している。その一方で、クラークに貯留された水は農業用水や地域用水等に利用されており、クラークは用水を導水するとともにため池のような水源としての機能も併せ持つ水路である。本地区のクラークは、国営筑後川下流土地改良事業等により昭和 40 年代から整備されたものであり、クラーク法面の崩壊に伴う排水機能の低下による広域災害を防ぐために、国営総合農地防災事業により、平成 24 年度から平成 38 年度(予定)にかけてクラーク法面の保護整備が行われている。

法面保護に当たっては、維持管理及び景観への影響を考慮し、ブロックマット工法と法面緑化工(グラウンドカバープランツ)を組み合わせた工法を採用している。特に、法面緑化工については、施工後から植栽したグラウンドカバープランツが定着するまでの期間における除草等の管理が重要となる。そのため、施設管理者である土地改良区は地域と管理協定を締結し、土地改良区と地域住民等が連携した管理体制を構築し、管理作業にあたっている。

【地域住民によるクラーク法面の管理(グラウンドカバープランツ植栽後の除草作業)】



(写真提供：佐賀県東部土地改良区)

注1)「クラーク」

農業用かんがい、排水、貯水及び内陸水源を目的として造られた水路。筑後川下流部の広大な低平地では、大小無数のクラークが網の目のように発達し、地帯の水利システムを形もっている。クラーク地帯は水が乏しく、佐賀平野の西部川系では河川水を、筑後川水系では感潮部で有明海の満潮時に堰き上げられる洪水(地元ではアオと称す)を、右岸平野では地下水や灌漑の水を水源としている。こうした水源から得た水と雨水を、一時貯留して溜み上げては排水しまた溜み上げるという循環的・反復的な水利用がされるのがクラークの特徴である。

(出典：「水土の調」を基に作成)

農村景観の形成を契機とした地域づくりに関する参考資料

農村は、人間が生きるために必要な食料を生産し生活を営む空間であり、多様な生態系を育む二次的自然が形成されてきた空間でもある。農村地域の二次的自然は、水田等の農地のほか、二次林である雑木林、鎮守の森・屋敷林、生け垣、用水路、ため池、畦や土手・堤等といった、環境の要素が有機的に連携し、多くの生物を育み多様な生態系が形成されるとともに、歳月を経て適切な管理と周囲の環境と調和した農地・農業水利施設等が構成要因を含め良好な農村景観を形成してきた。

このような農村の環境は、農家による農業生産活動や多様な主体による農地・水路等の維持管理活動によって保全されている。

こうした農家を含む多様な主体による地域コミュニティの活動により、維持・形成されてきた農村環境を地域の資源として、都市農村交流、環境教育、地域資源をシンボルとした農作物のブランド化等、農村環境の保全とそれを生かした地域づくりの取組に活用される事例が増加していることから、地域づくりの進め方や合意形成手法について参考となる基本的な考え方、参考事例を取りまとめ、参考資料として掲載することとした。

なお、景観法第2条第4項においては、「良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることに鑑み、地域の活性化に資するよう、**地方公共団体**、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない。」とされており、その基本理念として地域活性化の取組が規定されている。

また、「新たな土地改良長期計画（令和3年3月23日閣議決定）」においても、「**農村は、美しい農村景観、豊かな生態系等、都市と異なる多種多様な有形無形の地域資源を有しており、土地改良事業の実施に当たっては、農村の魅力が増大するよう、地域資源を適切に保全管理しながら持続可能な形で最大限活用することが重要である**」と記載されている。

農村景観の形成を契機とした地域づくりに関する参考資料

農村は、人間が生きるために必要な食料を生産し生活を営む空間であり、多様な生態系を育む二次的自然が形成されてきた空間でもある。農村地域の二次的自然は、水田等の農地のほか、二次林である雑木林、鎮守の社・屋敷林、生け垣、用水路、ため池、畦や土手・堤等といった、環境の要素が有機的に連携し、多くの生物を育み多様な生態系が形成されるとともに、歳月を経て適切な管理と周囲の環境と調和した農地・農業水利施設等が構成要因を含め良好な農村景観を形成してきた。

このような農村の環境は、農家による農業生産活動や多様な主体による農地・水路等の維持管理活動によって保全されている。

こうした農家を含む多様な主体による地域コミュニティの活動により、維持・形成されてきた農村環境を地域の資源として、都市農村交流、環境教育、地域資源をシンボルとした農作物のブランド化等、農村環境の保全とそれを活かした地域づくりの取組に活用される事例が増加していることから、地域づくりの進め方や合意形成手法について参考となる基本的な考え方、参考事例を取りまとめ、参考資料として掲載することとした。

なお、景観法第2条第4項においては、「良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることに鑑み、地域の活性化に資するよう、**市町村**、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない。」とされており、その基本理念として地域活性化の取組が規定されている。

また、「新たな土地改良長期計画（平成28年8月24日閣議決定）」においても、政策課題として「美しく活力ある農村」を掲げ、農村協働力の深化を図る観点から、住みやすい生活環境の下、地域資源の保全管理の質と持続性の向上を推進することとされている。具体的には、「農村の生活基盤の効率的な保全管理、農地・農業用水等の地域資源の適正な保全管理と有効活用、豊かな自然環境や美しい農村景観等を活用した地域づくりを促進する。」とされており、「美しい農村環境の創造を通じた地域づくり」を政策目標の達成に向けて講ずべき施策の一つとして位置付けられている。

1. 農村景観と地域づくり

近年、農村景観の保全や形成の取組を通じて、地域の活性化につながる活動が多く地域において展開されており、農業農村整備事業における景観配慮もこれらの取組を十分踏まえつつ、更なる地域づくりの活動となるよう取り組むことが望まれる。

【解 説】

近年、魅力ある農村づくりに取り組む気運が高まり、都市部にはないゆとりや安らぎ、豊かな自然や美しい景観など農村の魅力が農村の内外で再認識されるようになってきている。これらの動きとして、美しい景観を題材にした写真展やコンクール等が、各種団体や県、市町村、NPO 等で行われており、地域の魅力など固有の価値への気づきと再認識等によって、様々な活動へと展開し個性的で魅力ある農村づくり、地域の活性化につながる活動となっている。

農業農村整備事業における景観との調和への配慮も、これらの取組や活動を十分踏まえ、更なる地域づくりの活動となるよう取り組むことが望まれる。

2. 農村景観形成を契機とした地域づくり

多様な主体の参加による地域の景観形成の取組は、地域の景観形成のみならず地域コミュニティの活性化等の地域づくりへの発展が期待でき、景観配慮対策の継続的な維持管理の面からも重要である。

【解 説】

近年、国民が豊かな農村環境とのふれあいを求める一方、農村では過疎化、高齢化等に伴い、二次的自然や景観資源の質的低下が課題となっている。そのような中、農業農村整備事業やそれを契機とした地域の景観形成の取組を通じて、地域コミュニティの活性化、農村と都市の交流の活発化、地域の景観資源をシンボルとした農作物のブランド化等の地域づくりの取組が進められる事例が増加している。

このような取組は、地域の景観形成やその活用を通じた地域資源としての意識の醸成につながり、景観配慮対策の継続的な維持管理も期待できる。

農業農村整備事業等を契機とした地域の景観形成の取組を魅力的で活力ある地域づくりにつなげていくためには、調査計画の段階から、地域住民のみならず、関係行政機関、土地改良区、環境団体等の多様な主体の参画を得て地域づくりの構想を作成し、地域全体で共通意識をもつことが重要である。

地域の景観形成の取組を契機とした地域づくりを進めるためには、活動のきっかけや地域の景観とそれに関わる課題を関係者間で共有することが重要である。

1. 農村景観と地域づくり

近年、農村景観の保全や形成の取組を通じて、地域の活性化に繋がる活動が多く地域において展開されており、農業農村整備事業における景観配慮もこれらの取組を十分踏まえつつ、更なる地域づくりの活動となるよう取り組むことが望まれる。

【解 説】

近年、魅力ある農村づくりに取り組む気運が高まり、都市部にはないゆとりや安らぎ、豊かな自然や美しい景観など農村の魅力が農村の内外で再認識されるようになってきている。これらの動きとして、美しい景観を題材にした写真展やコンクール等が、各種団体や県、市町村、NPO 等で行われており、地域の魅力など固有の価値への気づきと再認識等によって、様々な活動へと展開し個性的で魅力ある農村づくり、地域の活性化に繋がる活動となっている。

農業農村整備事業における景観との調和への配慮も、これらの取組や活動を十分踏まえ、更なる地域づくりの活動となるよう取り組むことが望まれる。

2. 農村景観形成を契機とした地域づくり

多様な主体の参加による地域の景観形成の取組は、地域の景観形成のみならず地域コミュニティの活性化等の地域づくりへの発展が期待でき、景観配慮対策の継続的な維持管理の面からも重要である。

【解 説】

近年、国民が豊かな農村環境とのふれあいを求める一方、農村では過疎化、高齢化等に伴い、二次的自然や景観資源の質的低下が課題となっている。そのような中、農業農村整備事業やそれを契機とした地域の景観形成の取組を通じて、地域コミュニティの活性化、農村と都市の交流の活発化、地域の景観資源をシンボルとした農作物のブランド化等の地域づくりの取組が進められる事例が増加している。

このような取組は、地域の景観形成やその活用を通じた地域資源としての意識の醸成につながり、景観配慮対策の継続的な維持管理も期待できる。

農業農村整備事業等を契機とした地域の景観形成の取組を魅力的で活力ある地域づくりにつなげていくためには、調査計画の段階から、地域住民のみならず、関係行政機関、土地改良区、環境団体等の多様な主体の参画を得て地域づくりの構想を作成し、地域全体で共通意識をもつことが重要である。

地域の景観形成の取組を契機とした地域づくりを進めるためには、活動のきっかけや地域の景観とそれに関わる課題を関係者間で共有することが重要である。

【参考事例①】

〔地域用水利用推進事業による、景観形成等による地域づくり〕

(立陶用水地区(三重県多気町))

多気町勢和地域には祖先が後してくれた水や土(農業用水や農地)、それを育んだ歴史や文化といった大切なものが多く残されている。しかしながら、昭和60年頃、農業近代化の中で変容を遂げ、人々の関心も薄らいできた。こうした状況を変えた地域の人達は、「水や土」に再び目を向け守っていくことが自分達の責務だと感じ、**月生地区の住民を中心として「水や土」を再認識してもらうための活動を平成6年にスタートした**。それは農地の農業用施設周辺にあじさいを植栽し、農村景観にマッチした「あじさいの里づくり」を進め、水や土にもう一度、関心を喚び戻そうと願うものである。これが地域ボランティア「あじさい倶楽部」と立陶用水土地改良区の協働による「あじさい万本運動」の起りであり、この運動が育んだ「地域コミュニティ」の広がりが、現在の勢和地域全体による「あじさい万本運動」となっている。

〔あじさい万本運動による取組の一例〕

- (1) 地域ボランティアと土地改良区が協働し、用水施設周辺へあじさい植栽を行い、特色ある景観形成の推進
- (2) 施設や農地を多面的活用した「あじさいとせせらぎ」づくり、あじさいまつりや登山ウォーキングの開催など、広く人々の安らぎや健康、教育や交流の場としての機能増進
- (3) 防火・環境用水機能の増進

〔あじさい万本運動〕



〔地域ボランティアと土地改良区との協働〕



〔立陶用水ボートくだり〕



【参考事例②】

〔地域用水利用推進事業による、景観形成等による地域づくり〕

(立陶用水地区(三重県多気町))

多気町勢和地域には祖先が後してくれた水や土(農業用水や農地)、それを育んだ歴史や文化といった大切なものが多く残されている。しかしながら、昭和60年頃、農業近代化の中で変容を遂げ、人々の関心も薄らいできた。こうした状況を変えた地域の人達は、「水や土」に再び目を向け守っていくことが自分達の責務だと感じ、**「水や土」を再認識してもらうための活動が、月生地区の住民を中心としてスタートした**。それは農地や農業用施設周辺にあじさいを植栽し、農村景観にマッチした「あじさいの里づくり」をすすめる、水や土にもう一度、関心を呼び戻そうと願うものである。これが地域ボランティア「あじさい倶楽部」と立陶用水土地改良区の協働による「あじさい万本運動」の起りであり、更にこの運動が育んだ「地域コミュニティ」の広がりが、現在の勢和地域全体による「あじさい万本運動」となっている。

〔あじさい万本運動による取組の一例〕

- (1) 地域ボランティアと土地改良区が協働し、用水施設周辺へあじさい植栽を行い、特色ある景観形成の推進
- (2) 施設や農地を多面的活用した「あじさいとせせらぎ」づくり、あじさいまつりや登山ウォーキングの開催など、広く人々のやすらぎや健康、教育や交流の場としての機能増進
- (3) 防火・環境用水機能の増進

〔あじさいの植栽〕



〔地域ボランティアと土地改良区との協働〕

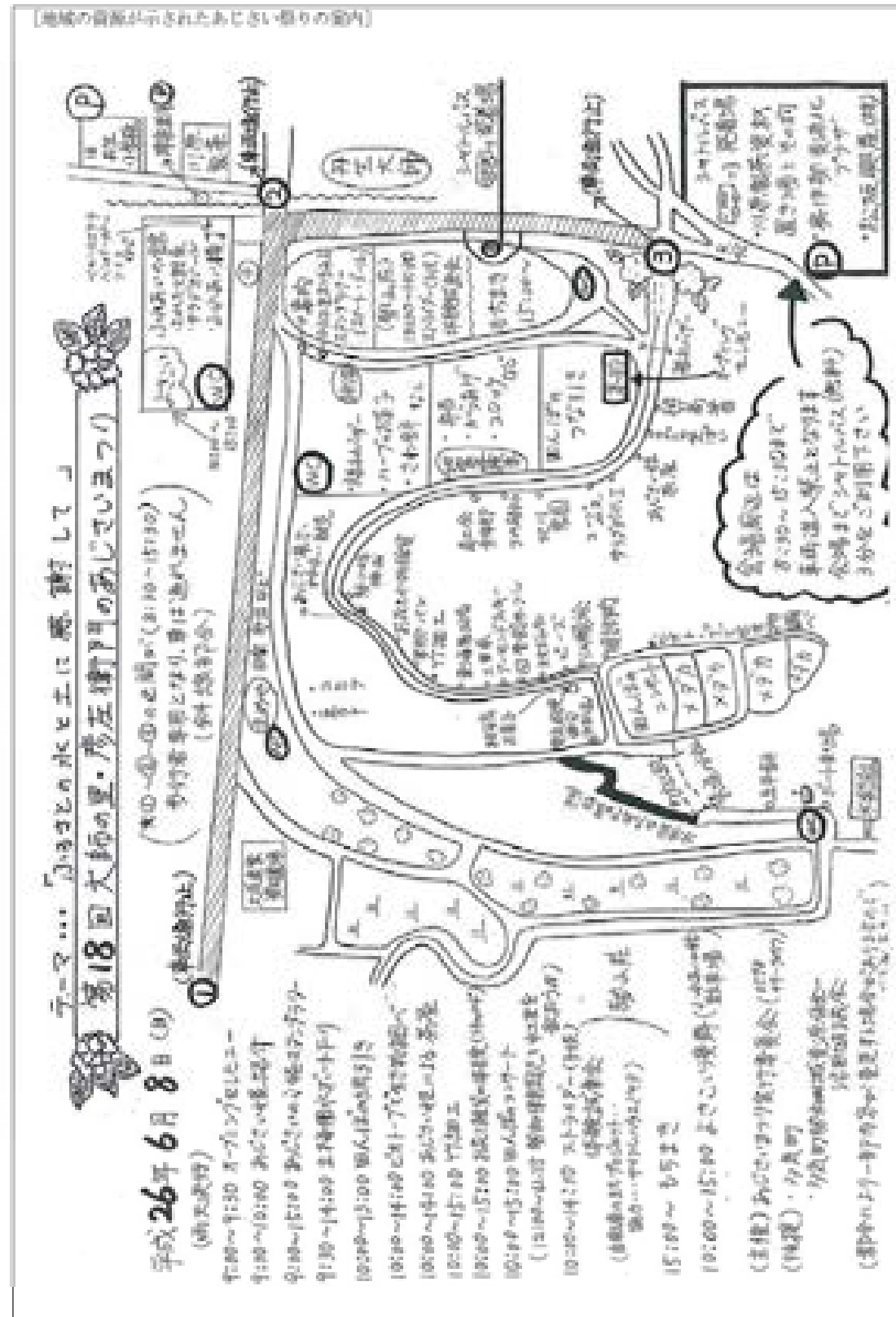


〔立陶用水ボートくだり〕



〔地域の発展が図られたあじさいの里の案内図〕





【参考事例②】

【調整池の造成・周辺整備による景観形成を契機とした地域づくり】

(芳賀台地地区 (栃木県市貝町))

芳賀台地地区は栃木県の南部に位置する農村地域であり、芳賀台地を中心とする約 2,700ha の農地において、恒常的に不足する水田及び畑への安定的な用水供給のため、国営工、調整池、用水路等の農業水利施設の整備を行う国営事業とは調整池等の関連事業により、地区の農業経営の近代化と営農の合理化を図ることを目的とし、農業農村整備事業が行われてきている。

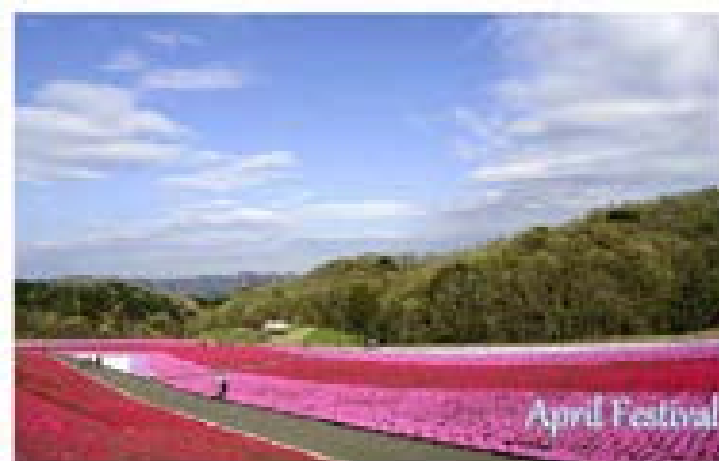
国営事業により造成された、池田調整池は、八角形の独特の形状をなし、「芳賀 (はな) の水晶湖」とも呼ばれる。その水面等は地域の新たな景観資源となっている。

池田調整池造成を契機に、県では調整池建設に伴い発生した管理用地の内灌な維持管理と有効活用を図るため、周辺環境との調和を計画した水環境整備事業(せせらぎ水路など治水施設の整備)を展開するとともに、町では隣地に「芝ざくら公園」の造成整備がなされている。

公園の芝ざくら25haの植栽は地元協議会が主体となり延べ1,200人の地域住民ボランティアの参加を得て実施されるとともに、農村レストランや交流センター、大型バスも収容できる駐車場など、約8haに及ぶ地域活性の拠点を整備されている。

毎年春の芝ざくら祭りが開催される時期には、町内外から20万人以上の来訪者が、一面にゆうたんを敷き詰めたような赤やピンク、白、紫の芝ざくらが咲く美しい景観を見に訪れ、同時に地元農産物、加工品などの販売も行われる等、農業農村整備事業を契機に地域づくりの取組につながっている。なお、このほか農作物の収穫体験などのイベントも開催されるとともに、観光協会、近隣市町村等との連携により更なる活性化の取組の拡大も期待されている。

【開催時の芝ざくら公園】



【美しい八角形の形状をなす池田調整池】



【公園内地図】



【地域住民による植栽】



【芝ざくらまつりのチラシ】



【参考事例②】

【調整池の造成・周辺整備による景観形成を契機とした地域づくり】

(芳賀台地地区 (栃木県市貝町))

芳賀台地地区は栃木県の南部に位置する農村地域であり、芳賀台地を中心とする約 2,700ha の農地において、恒常的に不足する水田及び畑への安定的な用水供給のため、国営工、調整池、用水路等の農業水利施設の整備を行う国営事業とは調整池等の関連事業により、地区の農業経営の近代化と営農の合理化を図ることを目的とし、農業農村整備事業が行われてきている。

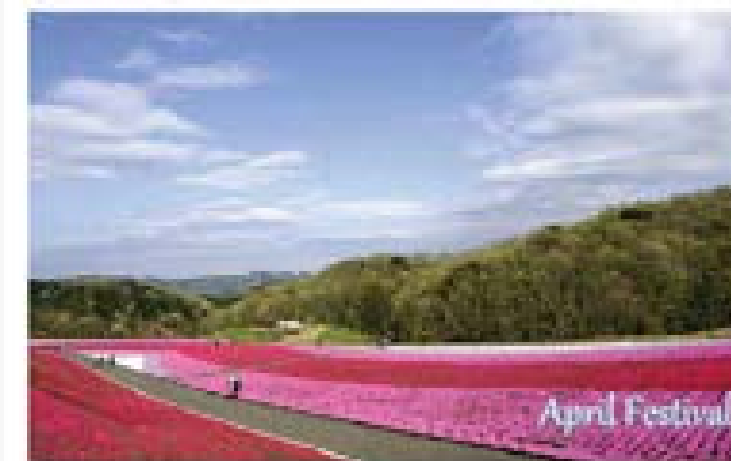
国営事業により造成された、池田調整池は、八角形の独特の形状をなし、「芳賀 (はな) の水晶湖」とも呼ばれる。その水面等は地域の新たな景観資源となっている。

池田調整池造成を契機に、県では調整池建設に伴い発生した管理用地の内灌な維持管理と有効活用を図るため、周辺環境との調和を計画した水環境整備事業(せせらぎ水路など治水施設の整備)を展開するとともに、町では隣地に「芝ざくら公園」の造成整備がなされている。

公園の芝ざくら25haの植栽は地元協議会が主体となり延べ1,200人の地域住民ボランティアの参加を得て実施されるとともに、農村レストランや交流センター、大型バスも収容できる駐車場など、約8haに及ぶ地域活性の拠点を整備されている。

毎年春の芝ざくら祭りが開催される時期には、町内外から20万人以上の来訪者が、一面にゆうたんを敷き詰めたような赤やピンク、白、紫の芝ざくらが咲く美しい景観を見に訪れ、同時に地元農産物、加工品などの販売も行われる等、農業農村整備事業を契機に地域づくりの取組につながっている。なお、このほか農作物の収穫体験などのイベントも開催されるとともに、観光協会、近隣市町村等との連携により更なる活性化の取組の拡大も期待されている。

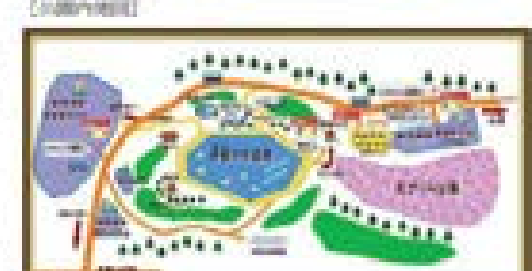
【芝ざくら公園の風景】



【美しい八角形の形状をなす池田調整池】



【公園内地図】



【地域住民による植栽】



【芝ざくらまつりのチラシ】



【参考事例②】

【標目の保全と地域づくり】

(城川町田種地区(愛媛県西予市))

田種(たね)地区は、愛媛県西部、西予市城川町に位置する標高300～400mの山間地域で、かねてから城川町の「わがむらは美しく」をキャッチフレーズに景観保全活動による地域活性化に取り組んでいる。

地区内には、歴史的民謡道場である茶室(ちゃどう)や棚田百箇に選ばれた「夜の間(どうのまこ)の棚田」がある。また、伝統行事であるお巡りの行事「実盛(さねもり)送り」などの行事も多く、農村景観と歴史文化が色濃く残る。

地区の棚田保全のため、景地棚田保全整備事業により、景観に配慮した土色のコンクリート路畔、側溝工や耕作道の保全整備を行うとともに、交流施設として、茶室の改修と案内板の設置が行われている。

【景地棚田保全事業により整備した施設】

- 棚田保全整備 1.0km (約100戸)
- 側溝工改修 1ヶ所
- 管理用道路舗装 200m
- 案内板 1基
- 茶室改修 3棟

地域は、棚田の保全管理、茶室などの文化遺産や実盛送りなどの伝統行事の保存・伝承に努めながら、花いっぱい運動やキョンドルイベントなど地域コミュニティ活動を推進している。

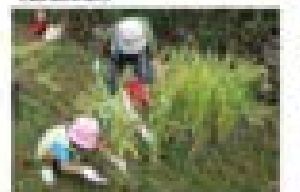
また、平成27年には地区単独の景観計画を定め、豊かな緑に囲まれた谷間の棚田と実盛を送迎する集落とを一体的に保全する景観づくりを進めることを目標とするなど、景観形成を地域づくりに結び付けている。

加えて、中山間地域等直接支払や多面的機能支払交付金の活用などにより、棚田を中心とする農村の景観向上に努めるとともに、更なる都市住民との交流や地域の活性化が期待される。

【200年続く伝統行事「実盛送り」】



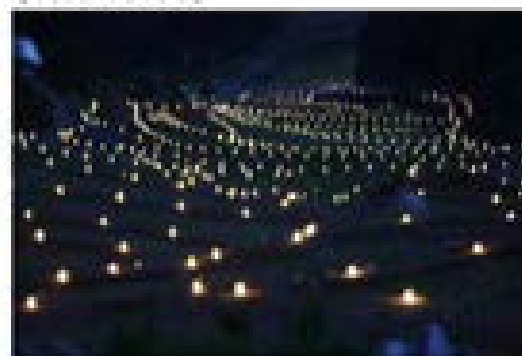
【実盛送り】



【花いっぱい運動】



【キョンドルイベント】



○茶室(ちゃどう) かつて村の場や神に設置された小さなお家で、建物の正面に壁がなく、誰でも、どこからでも上れるのが特徴。世代を問わず村民たちの集いの場として使われていたほか、通りがかる旅人や商人たちが村人からお茶やお菓子のおもてなしを受け、旅の疲れを癒したといわれている。

○実盛(さねもり)送り 西日本で行われるお巡りの行事。イナゴがその化身だとされる霊山実盛のわら人形を作り、かね・太鼓を鳴らしてお巡りを練り歩き、川などに流して村々へ通いやるという行事。

【参考事例③】

【標目の保全と地域づくり】

(城川町田種地区(愛媛県西予市))

田種(たね)地区は、愛媛県西部、西予市城川町に位置する標高300～400mの山間地域で、かねてから城川町の「わがむらは美しく」をキャッチフレーズに景観保全活動による地域活性化に取り組んでいる。

地区内には、歴史的民謡道場である茶室(ちゃどう)や棚田百箇に選ばれた「夜の間(どうのまこ)の棚田」がある。また、伝統行事であるお巡りの行事「実盛(さねもり)送り」などの行事も多く、農村景観と歴史文化が色濃く残る。

地区の棚田保全のため、景地棚田保全整備事業により、景観に配慮した土色のコンクリート路畔、側溝工や耕作道の保全整備を行うとともに、交流施設として、茶室の改修と案内板の設置が行われている。

【景地棚田保全事業により整備した施設】

- ・棚田保全整備 1.0km (約100戸)
- ・側溝工改修 1箇所
- ・管理用道路舗装 200m
- ・案内板 1基
- ・茶室改修 3棟

地域は、棚田の保全管理、茶室などの文化遺産や実盛送りなどの伝統行事の保存・伝承に努めながら、花いっぱい運動やキョンドルイベントなど地域コミュニティ活動を推進している。

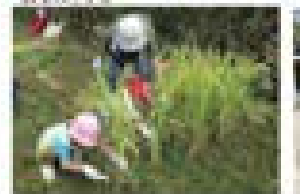
また、平成27年には地区単独の景観計画を定め、豊かな緑に囲まれた谷間の棚田と実盛を送迎する集落とを一体的に保全する景観づくりを進めることを目標とするなど、景観形成を地域づくりに結び付けている。

加えて、中山間地域等直接支払や多面的機能支払交付金の活用などにより、棚田を中心とする農村の景観向上に努めるとともに、更なる都市住民との交流や地域の活性化が期待される。

【200年続く伝統行事「実盛送り」】



【実盛送り】



【花いっぱい運動】



【キョンドルイベント】



○茶室(ちゃどう) かつて村の場や神に設置された小さなお家で、建物の正面に壁がなく、誰でも、どこからでも上れるのが特徴。世代を問わず村民たちの集いの場として使われていたほか、通りがかる旅人や商人たちが村人からお茶やお菓子のおもてなしを受け、旅の疲れを癒したといわれている。

○実盛(さねもり)送り 西日本で行われるお巡りの行事。イナゴがその化身だとされる霊山実盛のわら人形を作り、かね・太鼓を鳴らしてお巡りを練り歩き、川などに流して村々へ通いやるという行事。

改 定 案	現 行
農業農村整備事業における景観配慮技術指針 用語集 ※本技術指針における用語の説明であり、一般的に使用される意味とは異なるものもある。 S I M Structure from Motion の略称。ある対象を撮影した複数枚の写真から対象の形状を推定する技術の総称を指す。S I Mソフトウェアを使えば、複数の写真を入力することで、三次元のモデルを容易に作る事ができる。 U A V Unmanned Aerial Vehicle、無人航空機のこと。構造上、人が乗ることできない飛行機。回転翼航空機、滑空機、飛行船であって、遠隔操作又は自動機関により飛行させることができるもの。 〔出典：「無人航空機（ドローン、ラジコン機等）の安全な飛行のためのガイドライン」(国土交通省 航空局)〕 遠景・中景・近景 ある施設を対象として見た場合の見え方の違いであり、視点の中心には常に視対象がある。 〔出典：「農業農村整備事業における景観配慮の手引き」〕 エイジング エイジング（aging）の一般的な使われ方は、「古くなる」「歳をとる」「熟成する」であるが、本技術指針では、時間の経過により「周辺になじむ」、「風格を発現する」という意味を含んだ用語として用いている。 〔出典：「農業農村整備事業における景観配慮の手引き」〕 概査 事業区域などを調査の範囲として、文献、聞き取り調査、地域景観に関する各種計画の収集等により、地域景観の概況や農家を含む地域住民の意向などを把握する調査。「景観配慮の手引き」の基礎調査に相当する。 可視領域、可視範囲 可視領域とは、ある視点からいかにどこに見渡すことのできる領域。本技術指針では、整備対象施設を注視したときに的確に把握できる視野の範囲のことを指している。景観に配慮した整備を考えていく上で、様々な視点からどの部分が見え、どの部分が見えないかを明らかにすることは基本的な検討事項である。例えば、構造物を設計する際には、その構造物が重要な視点層から見える範囲に入っているか否かが問題となる。複数の重要な視点層からの可視領域の大きさや重なり、構造物の見え方が対象のデザイン上の条件となる。 これに対し、可視範囲とは、視点層設定の抽出範囲のことであり、地形上、地物上、移動可能範囲の3つの条件によって絞り込まれる。 〔出典：「景観用語事典(増補改訂第二版)」,「景観の構造」(雄谷忠彦),「農村における景観配慮の技術マニュアル」を基に作成〕	農業農村整備事業における景観配慮技術指針 用語集 ※本技術指針における用語の説明であり、一般的に使用される意味とは異なるものもある。 暗渠排水：p77, 78 地下排水の一方途で、暗渠を埋設して行うもの。水田の作業の機械化や汎用性を増す上で重要。土壌の透水性が悪いと排水が少ないので、土壌亀裂の発生を促るとともに埋め戻し部にもみ殻などの排水材を詰める。不透水性土壌では、心土破砕を併せて施工することが有効。 〔出典：「改定5版農業土木標準用語事典」を基に作成〕 遠景・中景・近景：p34, 39, 40, 46, 49, 55, 64, 67, 68 ある施設を対象として見た場合の見え方の違いであり、視点の中心には常に視対象がある。 〔出典：「農業農村整備事業における景観配慮の手引き」〕 エイジング：p83 エイジング（aging）の一般的な使われ方は、「古くなる」「歳をとる」「熟成する」であるが、本技術指針では、時間の経過により「周辺になじむ」、「風格を発現する」という意味を含んだ用語として用いている。 〔出典：「農業農村整備事業における景観配慮の手引き」〕 N P O：p10, 18, 26, 62, 79, 124, 128 Non Profit Organization(民間非営利組織)の略。NPO法の定義では宗教や政治活動を主な目的としない、公益のために活動する非営利の団体(法人)。活動内容には、まちづくりの推進、環境保全、災害救援、人権擁護、国際協力等のほか、これらの活動団体への助言・援助などは分野がある。 〔出典：「改定5版農業土木標準用語事典」〕 概査：p25, 27～29, 31, 34, 35, 38, 55 事業区域などを調査の範囲として、文献、聞き取り調査、地域景観に関する各種計画の収集等により、地域景観の概況や農家を含む地域住民の意向などを把握する調査。「景観配慮の手引き」の基礎調査に相当する。 外来種：p31, 124 導入（意図的・非意図的を問わず人為的に、過お若しくは現在の自然分布域外へ移動させること。導入の時期は問わない。）によりその自然分布域（その生物が本来有する能力で移動できる範囲により定まる地域）の外に生育又は生息する生物種（分類学的に異なる集団とされる、亜種、変種を含む） 〔出典：「外来種被害防止行動計画」(環境省)〕 可視領域、可視範囲：p32, 34, 37～39, 54～56, 67, 68 可視領域とは、ある視点からいかにどこに見渡すことのできる領域。本技術指針では、整備対象施設を注視したときに的確に把握できる視野の範囲のことを指している。景観に配慮した整備を考えていく上で、様々な視点からどの部分が見え、どの部分が見えないかを明らか

改 定 案	現 行
環境点検（集落点検） 住民参加により、地域の現状や課題を把握するとともに、地域にある資源の抽出を行うもの。地域住民自らが地域の環境や景観の状況を見直す機会となり、景観配慮対策等への住民の意識醸成のきっかけにもなる。点検した成果は、地図等に整理し、課題解決策や地域資源の活用方策、景観配慮対策等の検討資料として活用することができる。 （出典：「農村工学研究 別冊農村整備用語事典(改訂版)」を基に作成） 環境との調和への配慮に関する計画（環境配慮計画） 国営事業実施地区における環境との調和への配慮の基本方針及び配慮方策を取りまとめた計画。 （出典：農業農村整備事業における環境との調和への配慮の基本方針について(平成 14 年 3 月 1 日付け 13 農振第 2784 号農林水産省農村振興局長通知)） （景観配慮の）基本原則 景観における配慮の基本原則として「除去・遮蔽」、「修復・美化」、「保全」、「創造」の4つがある。 （出典：「農業農村整備事業における景観配慮の手引き」） 基本構想 景観計画など既存計画との整合を図り、地域が目指す将来の地域景観の姿及び景観配慮の基本的な考え方である景観保全目標と景観配慮の方向性を示すもの。 （出典：「農業農村整備事業における景観配慮の手引き」） 肌理（きめ） テクスチャともいい物体表面の手ざわりや肌あいなど、本来触覚を通じて感じられる対象表面の状況を表す言葉である。景観における肌理は、景観に表情を与え、対象に対する親しみや懐かしさを増す効果を有し、肌理そのものが景観のテーマとなることは少ないが、景観の基調を形作る要素としては重要であるとされている。 （出典：「新体系土木工学 59 土木景観計画」(土木学会編)） 景観（の）形成 「景観の手引き」では「景観の保全、形成」と「保全」及び「形成」分けて表現されていたが、本技術指針では「景観の形成」若しくは「景観形成」と統一整理している。これについては、平成 16 年施行の景観法等の法令等での表現と整合させたものであるとともに、その意味や解釈に変更はないものである。なお、景観法の第2条の3では「良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものである」と表現されている。	にすることは基本的な検討事項である。例えば、構造物を設計する際には、その構造物が重要な観点場から見える範囲に入っているか否かが問題となる。複数の重要な観点場からの可視領域の大きさや重なり、構造物の見え方が対象のデザイン上の条件となる。 これに対し、可視範囲とは、観点場設定の抽出範囲のことであり、地形上、地物上、移動可能範囲の3つの条件によって絞り込まれる。 （出典：「景観用語事典(増補改訂版)」,「景観の構造」(樋口忠彦),「農村における景観配慮の技術マニュアル」を基に作成） 環境点検（集落点検）：p26, 33 住民参加により、地域の現状や課題を把握するとともに、地域にある資源の抽出を行うもの。地域住民自らが地域の環境や景観の状況を見直す機会となり、景観配慮対策等への住民の意識醸成のきっかけにもなる。点検した成果は、地図等に整理し、課題解決策や地域資源の活用方策、景観配慮対策等の検討資料として活用することができる。 （出典：「農村工学研究 別冊農村整備用語事典(改訂版)」を基に作成） 環境との調和への配慮に関する計画（環境配慮計画）：p1, 2, 63 国営事業実施地区における環境との調和への配慮の基本方針及び配慮方策を取りまとめた計画。 （出典：農業農村整備事業における環境との調和への配慮の基本方針について(平成 14 年 3 月 1 日付け 13 農振第 2784 号農林水産省農村振興局長通知)） 基本原則：p11, 18, 20, 24, 55～58, 65, 80, 81, 84～112, 116, 119 景観における配慮の基本原則として「除去・遮蔽」、「修復・美化」、「保全」、「創造」の4つがある。 （出典：「農業農村整備事業における景観配慮の手引き」） 基本構想：p2, 6, 25, 54～56, 63, 81 景観計画など既存計画との整合を図り、地域が目指す将来の地域景観の姿及び景観配慮の基本的な考え方である景観保全目標と景観配慮の方向性を示すもの。 （出典：「農業農村整備事業における景観配慮の手引き」） 肌理（きめ）：40, 81～86, 92, 93, 96, 97, 124, テクスチャともいい物体表面の手ざわりや肌あいなど、本来触覚を通じて感じられる対象表面の状況を表す言葉である。景観における肌理は、景観に表情を与え、対象に対する親しみや懐かしさを増す効果を有し、肌理そのものが景観のテーマとなることは少ないが、景観の基調を形作る要素としては重要であるとされている。 （出典：「新体系土木工学 59 土木景観計画」(土木学会編)） 切妻（屋根）：p30, 36, 53, 65, 95, 97, 112 屋根形式の一つ。棟から両側に流れをもち、本を囲って伏せたような形をとる。両端の裏が切られているためこう呼ぶ。 （出典：「建築デザイン用語辞典」）
- 163 -	- 133 -

改 定 案	現 行
景観シミュレーション 色や形等の特定の要因を系統的に変化させた状態を視覚的媒体によって表現すること。例えば、街路景観における建物の高さを段階的に変化させたモンタージュ写真を用いて評価と建物高さの分析をする、あるいは構造物の色を変化させて適当なものを選ぶ場合等に用いる。 （出典：「景観用語事典(増補改訂第二版)」） 景観スケール 視対象としての景観を分析するための基本的な枠組で、「景観配慮の手引き」では視点と視対象の距離によって、視対象の近景は「小景観」、中景は「中景観」、遠景は「大景観」という景観スケールを創り出すとされている。 また、景観用語事典では、スケールを対象の大きさ（物若しくは空間の大きさ）をほかのそれとの関係によって論じる際、用いる概念とされている。スケールはそれが設置される場所の周囲に存在する物や空間との関係によって決まるもので、例えば同一の大きさを持つ対象であっても、必ずしもスケールが同一になるとは限らないとされている。 （出典：「農業農村整備事業における景観配慮の手引き」、「景観用語事典(増補改訂第二版)」） 景観特性 景観の性質を表現するものである。3つの景観要素の構成状況や歴史的・文化的な背景、地域住民の意向、デザインコードの存在状況などが総合化されて、景観として表れているものを指している。なお、整備対象施設の周辺に限定された空間の場合は景観特性と呼び、市町村レベル等の地域的な広がりの中で把握される景観特性を地域景観特性と呼ぶ。 （出典：「農業農村整備事業における景観配慮の手引き」） 景観との調和に配慮した設計 景観配慮計画などを踏まえて、良好な農村景観の形成に果たすべき役割を明確にし、農業生産基盤としての基本的条件を満たした上で、景観配慮対策を講じるため必要な設計。「景観配慮の手引き」の景観設計に相当する。 景観配慮計画 農業生産性の向上等と地域における良好な景観の形成を両立させるため、景観配慮対策、維持管理計画等を取りまとめた、事業地区における景観との調和に配慮した計画であり、その内容については環境配慮計画と整合を図りつつ、環境配慮の実行計画とするもの。 景観配慮方針 景観配慮の基本原則などを踏まえ、景観配慮の基本的な方向性を示すものであり、景観との調和に配慮した設計を立案する上での前提となる。 （出典：「農業農村整備事業における景観配慮の手引き」）	区画整理：p22, 58, 59, 75～78, 87, 108, 109 機械化農法に対応して、農地区画の再形成と、換地による農地の集約化を目的とする区画の造成。土地改良法制定以前は耕地整理と呼ばれた。10a程度の標準区画で整備された農地を、機械化に適した 30a もしくはそれ以上の区画に改めて整備することを再区画整理という。 （出典：「改定年版農業土木標準用語事典」） グラウンドカバープランツ：p12, 109, 110, 126 単にカバープランツということもある。日本語では地被植物、また、被覆植物ともいう。地表を覆う（カバーする）ように生育する植物の総称で、茎や根を横に伸ばして地面や壁面などを低く薄く覆うため、土壌の乾燥や土の流出、雑草を防ぐ効果がある。傾斜地や法面（のりめん）の緑化のほか、建築物の壁面・屋根、高架構造の道路の下、庭園・公園内の樹林下などの日陰地の緑化など、庭園・園路に広く用いられている。 景観（の）形成：p1～4, 7～11, 14, 15, 18, 26, 27, 29, 30, 37, 54, 58, 60, 63, 64, 79, 81, 101, 110, 113, 124, 127～131 「景観の手引き」では「景観の保全、形成」と「保全」及び「形成」分けて表現されているが、本技術指針では「景観の形成」若しくは「景観形成」と統一整理している。これについては、平成 16 年施行の景観法等の法令等での表現と整合させたものであるとともに、その意味や解釈に変更はないものである。なお、景観法の第 2 条の 5 では「良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものである」と表現されている。 景観シミュレーション：p32, 34, 41, 56, 58, 59, 65, 66, 69 色や形等の特定の要因を系統的に変化させた状態を視覚的媒体によって表現すること。例えば、街路景観における建物の高さを段階的に変化させたモンタージュ写真を用いて評価と建物高さの分析をする、あるいは構造物の色を変化させて適当なものを選ぶ場合等に用いる。 （出典：「景観用語事典(増補改訂版)」） 景観スケール：p11, 50, 51 視対象としての景観を分析するための基本的な枠組で、「景観配慮の手引き」では視点と視対象の距離によって、視対象の近景は「小景観」、中景は「中景観」、遠景は「大景観」という景観スケールを創り出すとされている。 また、景観用語事典では、スケールを対象の大きさ（物若しくは空間の大きさ）をほかのそれとの関係によって論じる際、用いる概念とされている。スケールはそれが設置される場所の周囲に存在する物や空間との関係によって決まるもので、例えば同一の大きさを持つ対象であっても、必ずしもスケールが同一になるとは限らないとされている。 （出典：「農業農村整備事業における景観配慮の手引き」、「景観用語事典(増補改訂版)」） 景観特性：p25, 27～29, 34～36, 44, 50, 54～56, 63, 72, 83 景観の性質を表現するものである。3つの景観要素の構成状況や歴史的・文化的な背景、地域住民の意向、デザインコードの存在状況などが総合化されて、景観として表れているも
- 164 -	- 134 -